

滋賀県臨床細胞学会会則

第1章　名　称

第1条 本会は滋賀県臨床細胞学会と称する。

第2章　目的および事業

第2条 本会は公益社団法人日本臨床細胞学の地域連携組織として、滋賀県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

1　総会および学術集会の開催

2　その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条 本会の事務局は会長の委嘱する施設に置く。

第3章　会　員

第5条 本会は原則として滋賀県内の医療関係機関、医療教育機関に在籍し、細胞診業務に従事しているもの、または本会の目的および事業に賛同する公益社団法人日本臨床細胞学会員により構成される。公益社団法人日本臨床細胞学会の会員は、本会の学術集会や研修会に当日会員として参加することができる。

第6条 会員は本会が開催する本会総会または集会に出席して発言し業績を発表することができる。

第7条 会員は毎年3月末日までに事務局に会費を前納する義務がある。

第8条 本会の趣意に賛同し、本会を贊助する目的で特別会費を納入する個人、または法人を贊助会員とする。

第9条 会員は退会するとき、転居したとき、および主な職場を変更したときは事務局に通知しなければならない。

第10条 2年以上引き続き会費を滞納し理由なく督促に応じない場合、また、その他本会会員としての名誉を著しく傷つけた場合は、幹事会の決議を経て退会せしめることができる。

第11条 本会には名誉会長および名誉会員を置くことができる。

第4章　役　員

第12条 本会には次の役員をおく。

会長　　1名

幹事　　若干名

第13条 会長は幹事の互選によって定められる。

第14条 会長は本会を代表し会を主宰する。

第15条 会長は必要に応じて幹事会を召集することができる。

第16条 幹事の選任は会長が行い総会において報告する。

第17条 幹事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 総会ならびに学術集会

第18条 本会は毎年1回総会を開催する。

第19条 学術集会は滋賀県臨床細胞学会学術集会と称し、年1回以上開催する。

学術集会の世話人および開催場所は幹事会で協議して決定する。

第20条 本会は学術集会を含む本会活動状況を年1回文章で公益社団法人日本臨床細胞学会長に報告しなければならない。

第6章 会計

第21条 本会の経費は年会費および寄付金をもって充てる。

第22条 本会の会計は幹事のうち1名が担当管理する。

第23条 会費は細則による。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 会則の変更

第25条 会則の変更は幹事会を経て総会出席者の過半数の承認を得なければならぬ。

細 則

1、第6章 第23条 本会の年会費

医師 4,000円

医師以外 3,000円

賛助会員（一口） 10,000円

2、慶弔規定

訃報の連絡および慶弔金、供花等は会員のみを対象とする。

3、第3章 第11条 名誉会長および名誉会員

名誉会長の推戴基準は、本会会長を通算3期（9年）以上就任し、本会の発展に特に寄与したもので、現役員を除く満65歳以上の会員を対象とし、幹事会の議を経て決するものとする。

名誉会員の推戴基準は、長年わたり幹事に就任し、かつ本会の発展に特に寄与したもので、幹事により推挙され幹事会の議を経て決するものとする。

付 則

本会則は平成4年6月13日より施行する。

平成10年4月1日 一部改定（細則）

平成15年12月6日 一部改定（第4条、第5条、第11条）

平成25年2月22日 一部改定（第2章 第4条）

上記名称変更にともなう改定他は平成26年4月1日より施行

平成27年5月26日 一部改定・施行（細則2、細則3追加）

平成30年12月22日 一部改定（第2章 第2条、第3章 第5条）

令和7年3月15日 一部改定（第3章 第11条、細則3）

上記本則の改定は令和7年3月15日より施行